第1章 計画の策定に当たって

1. 計画の背景と目的

介護保険制度は、平成12年度(2000年度)の創設から24年が経過し、高齢者の生活を支える制度として定着してきましたが、高齢化の進展にともない、介護保険サービスの利用者、給付費は増加し続けています。そのような中、平成30年(2018年)4月には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)が施行され、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に向け、全国各地で地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。

本市においても「第七次下関市いきいきシルバープラン」、「第八次下関市いきいきシルバープラン」(以下「第八次計画」という。)に基づき、地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。

まもなく令和7年(2025年)を迎えますが、本市の総人口、高齢者人口はともに減少傾向にある一方、75歳以上の高齢者人口は増加しており、今後も団塊の世代がさらに高齢化するとともに、令和22年(2040年)にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、介護や福祉、医療のニーズが増大することが見込まれます。

また、家族形態の変化、地域のつながりの希薄化、所得格差の広がり等を背景とし、ひとり暮らし高齢者の孤立、介護相談から派生する8050問題※1、生活面で困窮する世帯等の問題、ヤングケアラー※2の問題等、高齢者に関わる問題は複雑化・多様化しており、社会福祉法に「重層的支援体制整備事業」が定められるなど、国を挙げて「地域共生社会」の実現に向けて取組を進めています。

このような状況を背景とし、「第九次下関市いきいきシルバープラン(高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」(以下「第九次計画」という。)においては、「人と人とが支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち」を目指し、第八次計画までの取組を踏まえ、高齢者の生活を支える環境づくり、介護予防・健康づくりの推進や令和22年(2040年)を見据えた介護保険サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムのさらなる充実により地域共生社会の実現を目指します。

- ※1 『8050問題』とは、ひきこもりの子どもをもつ家庭が高齢化し、80歳代の後期高齢者にさしかかった親が、50歳代のひきこもりの子どもの生活を支えるという社会問題のこと。
- ※2『ヤングケアラー』とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、学業や友人関係に影響が出てしまっているこどものこと。



2. 計画の根拠・位置付け

(1)計画の根拠

第九次計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に規定する市町村老 人福祉計画と介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に規定する市町村介護保険事 業計画を一体的に策定しています。

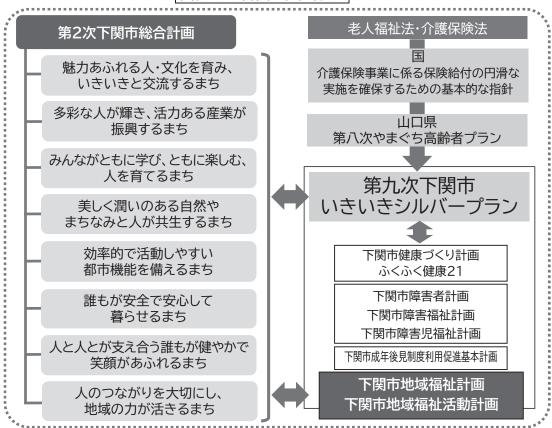
また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号、以下「認知症 基本法」という。)第13条に規定する市町村認知症施策推進計画を包含して策定しています。 (注)法律上は「老人福祉計画」ですが、本市では「高齢者福祉計画」と読み替えています。

(2)関係計画との整合性

第九次計画は、本市の基本計画である「第2次下関市総合計画」を踏まえ、地域福祉を総合的に推進するための「第4期下関市地域福祉計画」(令和5年(2023年)3月策定)を上位計画とする、高齢者福祉分野を総括する個別計画です。

また、保健福祉分野の関連する個別計画である「下関市障害者計画・下関市障害福祉計画(第7期)・下関市障害児福祉計画(第3期)」(令和6年(2024年)3月策定予定)、「下関市健康づくり計画(第三次)」(令和6年(2024年)3月策定予定)、「下関市成年後見制度利用促進基本計画」(令和4年(2022年)3月策定)等との整合性を図り策定しました。

図表1-1 計画の位置付け





3. 計画の期間

第九次計画は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とし、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えて策定しました。

図表1-2 計画の期間

平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	~	令和 22年度 (2040年度)
第2次下関市総合計画(基本構想) 第3次下関 平成27年度(2015年度)~令和6年度(2024年度) 総合計画										
前期基	本計画		後	期基本計			(2034:			
第3期下関市地域福祉計画 第3期下関市地域福祉活動計画 第4期下関市地域福祉活動計画 (~令和9年度(2027年度))										
下関市いきシルバープラン										
第七次計画			第八次計画			第九次計画				
令和7年(2025年)を見据える 令和22年(- 2040年)を見据: -	える>
								=1 =		
下関市障害者計画 下関市障害者計画 (~令和11年度(2029年度))										
下関市障害福祉計画(第5期) 下関市障害福祉計画(第6期) 下関市障害福祉計画(第7期) 下関市障害児福祉計画(第1期) 下関市障害児福祉計画(第2期) 下関市障害児福祉計画(第3期)										
下関市健康づくり計画ふくふく健康21(第二次) 平成26年度(2014年度)~令和5年度(2023年度)						ふくふく	「健康づく 健康21() 17年度(203	第三次)		
				下関市		制度利月 19年度(202	刊促進基 : 7年度))	本計画		

4. 計画の策定体制

(1) 策定体制

第九次計画は、福祉部長寿支援課、介護保険課及び保健部健康推進課が連携して策定しました。

また、市民の立場、専門分野からの総合的な意見を聴くことを目的とし、学識経験者、サービス提供関係団体、保健医療福祉関係機関・団体、公募委員より構成される「下関市高齢者保健福祉推進会議」を開催し、幅広い関係者の意見を反映し、策定しました。

(2)アンケート調査の実施

広く市民のニーズを把握するとともに地域の課題を明らかにして計画に反映するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」等の調査を実施しました。

